

平成27年版成果レポート(案)

環境生活部関係抜粋

平成27年6月

環境生活部

目 次

	頁
施策	
1 3 2 交通安全のまちづくり	2
1 3 3 消費生活の安全の確保	6
1 5 1 地球温暖化対策の推進	10
1 5 2 廃棄物総合対策の推進	14
1 5 4 大気・水環境の保全	18
2 1 1 人権が尊重される社会づくり	22
2 1 2 男女共同参画の社会づくり	26
2 1 3 多文化共生社会づくり	30
2 1 4 NPOの参画による「協創」の社会づくり	34
2 6 1 文化の振興	38
2 6 2 生涯学習の振興	42
選択・集中プログラム	
緊急課題解決10	
地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	46

施策 132

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由
		県民指標については、過去最少であった平成 25 年から 18 人増加し、目標を達成できませんでした。活動指標については、3 項目のうち 2 項目は目標を達成し、なかでも交通事故死傷者数は過去最少となり、1 年早く目標を達成しました。残り 1 項目においても目標の 99% を超える実績であったものの、全体として「あまり進まなかった」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
交通事故死者数		90 人以下	85 人以下	80 人以下	0.71	75 人以下
	95 人	95 人	94 人	112 人		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
27 年度目標 値の考え方	平成 23 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（第 9 次三重県交通安全計画）に基づき、平成 27 年の目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		13,300 人以下	12,800 人以下	12,300 人以下	1.00	11,800 人以下
		13,908 人	13,382 人	12,979 人	10,829 人		
13202 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	信号機の整備箇所数（累計）		3,160 か所	3,190 か所	3,220 か所	1.00	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所	3,193 か所	3,223 か所		
13203 交通秩序の維持（警察本部）	シートベルトの着用率		96.5%	97.0%	97.5%	0.99	98.0%
		95.9%	95.6%	96.5%	97.1%		

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	4,642	5,244	3,145	3,104
概算人件費		144	138	133	
（配置人員）		（16 人）	（15 人）	（15 人）	

平成 26 年度の取組概要

- ①「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知及び飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進（啓発イベントの開催：10 回、受診義務通知数：542 通）
- ②四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,733 人）
- ③交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根づかせるため、三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上（1,787 人）
- ④高齢者の事故防止のため、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）の育成（295 人）とシルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数 25,388 人）
- ⑤子どもの事故防止のため、「交通安全アドバイザー」に子どもを主対象とした交通安全教育・広報啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：376 回、交通安全教室への参加者数：21,226 人）
- ⑥通学路等の生活道路や新設道路等における信号機の新設・改良、横断歩道や照明灯の整備（信号機新設：30 基）
- ⑦飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた指導取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動の実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年中の県内の飲酒運転が関係する死亡事故件数は 9 件（対前年比 6 件増）で、飲酒運転人身事故件数は 55 件（対前年比 8 件減）でした。「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、施策、事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を一層強化する必要があります。
- ②平成 26 年中の県内の交通事故による死傷者数は、過去最少の 10,829 人（対前年比 2,150 人減）となり 1 年早く目標を達成しました。しかし、依然として 1 日あたり約 30 人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成しました。今後も全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や改善等を図っていく必要があります。
- ④平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況（平成 26 年 50.9%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした交通安全教育を進めるとともに、変化する交通情勢に的確に対応し、県民の交通ルール遵守意識の向上を図る必要があります。
- ⑥「ゾーン 30」の整備をはじめ、通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全・安心な交通環境を実現するためには、引き続き、市町等からの要望をふまえて、信号機、横断歩道等道路標示の設置・維持管理等、交通安全施設整備等を計画的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数の減少に向けて、シートベルトの着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育・広報啓発活動等を一層推進する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ②三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組むとともに、「第 10 次三重県交通安全計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）の策定に着手します。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターをより有効活用するため、親子で学ぶ環境づくりや教育内容等の見直しを行い、子どもや高齢者、歩行者や自転車乗用者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。

- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者が「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダー育成事業の研修カリキュラムを見直すとともに、三重県交通安全研修センターとの連携などにより、交通安全シルバーリーダーの育成・活用に取り組んでいきます。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動の一層の推進を図ります。
- ⑥信号機、横断歩道等道路標示の設置・維持管理等、交通安全施設整備等を計画的に推進するとともに、通学路等の生活道路においては、「ゾーン30」の整備を進め、安全・安心な交通環境の実現をめざします。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 3 3

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標は目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数		54,500 件	54,500 件	56,000 件	1.00	56,000 件
	53,322 件	51,032 件	57,505 件	57,107 件		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）					
27 年度目標値の考え方	地域リーダー養成や教材提供等の啓発活動を促進する取組により市町や団体等地域における啓発活動を充実し、年 500 件程度増加させていくことをめざし、平成 27 年度の目標値を 56,000 件と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合		97.6%	98.4%	99.6%	0.99	100%
		96.8%	98.4%	99.2%	98.4%		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	98.6%	99.3%	0.99	100%
		96.8%	98.0%	98.2%	98.5%		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	118	132	135	150	107
概算人件費		135	147	142	
（配置人員）		（15人）	（16人）	（16人）	

平成26年度の取組概要

- ①平成27年度から5年間の消費者施策の方向性を示す「三重県消費者施策基本指針」を策定。あわせて、基本指針の柱の一つである「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、消費者教育を推進するための「消費者教育推進計画」として位置づけ
- ②消費者団体や事業者団体等が会員の「みえ・くらしのネットワーク」と連携した消費者月間記念講演会（250人）や、職員等が地域や学校に出向く出前講座（26回884人）、青少年消費生活講座（14回1,658人）等による啓発に加え、ホームページや各種のイベントで消費生活情報を提供。また、教職員のためのeラーニング教材の作成（2本）を支援
- ③消費者啓発地域リーダー養成講座を開催するとともに、地域での啓発に用いる教材の提供等により活動を支援（養成講座：5回200人、リーダー登録者：累計150人（前年度比42人増））
- ④三重県消費生活センターの消費生活相談員の研修派遣や市町消費生活相談員等のための研修会の開催により消費生活相談員の資質向上を支援、市町ホットラインを使った相談対応に関する助言や市町の広域的連携の調整により市町相談体制の充実を支援（広域会議3回）
- ⑤事業者に対し、特定商取引法に基づく行政指導（2件）や、近隣県および関係機関との連携による合同行政指導（1件）を実施
- ⑥食材表示の適正化を図るため、増員した2名の不当商取引指導専門員による、ホテル・旅館・結婚式場に対する啓発指導や、研修会（2回100人）、自己点検等自主的取組の支援を実施。また、社団法人三重県食品協会の食品衛生指導員の巡回訪問（13,342件）により景品表示法を周知

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県消費生活対策審議会に諮り、三重県消費者施策基本指針、および三重県消費者教育推進計画を策定しました。今後は、基本指針、推進計画に基づいて具体的な施策を進める必要があります。
- ②消費活動に関する啓発や各種の情報発信に努めました。引き続き出前講座や青少年講座等だけでなく、さまざまな広報媒体を活用して啓発を実施し、消費者の意識向上と被害防止に努める必要があります。
- ③高齢者に対する悪質商法等の情報提供等を行ってきましたが、高齢者のさらなる増加を見据えて、地域リーダーによる見守り体制の強化を促進する必要があります。
- ④広域連携による市町相談体制の充実を進めている松阪市、大台町、多気町、明和町と合同して啓発事業を実施しました。今後も各市町の相談体制の状況を把握し、相談体制の充実に向けた働きかけや助言を行っていく必要があります。

- ⑤特定商取引法に基づく行政指導を行いました。次々と新たな消費者被害事例が発生しており、引き続き関係機関等との連携を強化し、情報交換を行いながら、積極的に事業者指導に取り組んでいく必要があります。
- ⑥食品表示の適正化に向けて事業者が実施する研修会や自己点検等の自主的取組を支援しましたが、平成26年度も食材の不適正事例が発生したことから、引き続き、農林水産部、健康福祉部と連携し、事業者に対する啓発や監視指導を強化していく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ①平成26年度に策定した三重県消費者施策基本指針と三重県消費者教育推進計画に基づき、消費者施策を進めるとともに、消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等と連携し、消費者の特性・場の特性に応じた消費者教育を推進します。
- ②安全・安心な消費者環境の実現をめざして、さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」の拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、複雑化・巧妙化している悪質商法などの状況に応じ、出前講座等の内容を工夫するとともに、警察や関係団体等と連携して啓発を実施し、消費者トラブルの未然防止と拡大防止を図ります。さらに、フリーペーパーやシネアド（映画館CM）による新たな啓発を実施します。
- ③高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、これまでに養成した消費者啓発地域リーダーを生かして、地域の実情に応じた啓発活動が進められるよう取り組みます。また、「消費者安全法」の改正に伴う地域の見守り体制の強化を図られるよう取り組みます。
- ④三重県消費生活センターの県内消費者行政の中核センターとしての機能を発揮し、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、引き続き相談員の資質向上を図り、専門的な相談対応を行っていきます。また、県民に一番身近な市町において消費生活相談に対応できるよう、相談窓口・相談体制の充実等について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど、効果的な事業者指導を行います。
- ⑥改正された景品表示法に適切に対応するとともに、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、事業者に対する自主的取組の支援や監視指導の充実に取り組みます。また、食品表示の適正化に向けて農林水産部、健康福祉部と連携し、事業者に対する啓発や監視指導を強化します。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 151

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	C (あまり進まなかった)	判断理由
		県民指標(24 年度実績値)について、排出量は+3.1%以下の目標値に対して、実績値+6.9%となり、目標を達成できませんでした。 電力事情に伴う排出係数*の状況や活動指標の平均達成率[各目標項目の達成状況の平均 (0.86)：進展度 B]も考慮し、総合的に進展度を「あまり進まなかった」としました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標達成 状況
温室効果ガス 排出量の基準 年度比（森林吸 収量を含む）		+6.3%以下 （22 年度）	+4.7%以下 （23 年度）	+3.1%以下 （24 年度）	0.42	+1.5%以下 （25 年度）
	+3.6% （21 年度）	+4.9% （22 年度）	+5.3% （23 年度）	+6.9% （24 年度）		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成 2(1990)年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。 ※平成 24 年度は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止したことに伴い、火力発電に移行していることから、電気の供給 1 kWh あたりの二酸化炭素の排出量を示す指標である排出係数が平成 22 年度と同係数よりも上がっています。 このため、平成 22 年度の排出係数で平成 24 年度の温室効果ガス排出量を算定すると、+3.9%となり達成状況は、0.88 となります。					
27 年度目標 値の考え方	平成 32(2020)年度を目標年度とする「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	 0% (22 年度)	+0.6%以下 (23 年度) +1.9% (23 年度)	+1.2%以下 (24 年度) +2.0% (24 年度)	+1.8%以下 (25 年度) +1.5% (25 年度)	1.00	+2.4%以下 (26 年度)
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)*認証事業所数(累計)	 246 件	290 件 278 件	330 件 295 件	350 件 321 件	0.47	420 件
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数	 4,957 人	5,300 人 4,875 人	5,600 人 5,639 人	5,800 人 6,100 人	1.00	6,000 人
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数	 29,454 人	30,000 人 33,797 人	33,000 人 31,911 人	33,000 人 32,149 人	0.97	33,000 人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	590	419	326	580	401
概算人件費		153	156	151	
(配置人員)		(17 人)	(17 人)	(17 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①県民・事業者等のエネルギー使用量削減などの自主的な取組を推進するため、地球温暖化対策推進条例に基づく指針を作成し、セミナーや事業所訪問などを通じて広く周知(695 事業者)
- ②低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車(EV)等を活用した低炭素社会モデル事業において、協議会が策定した行動計画に基づき、国の補助制度を活用した充電施設・EVの普及や電気バスや電気自動車で回るスタンプラリー企画(エコスタンプラリー)の実施
- ③地球温暖化の進行に伴う三重県の気候変動の現状について情報提供を行う「三重県気候変動レポート」を作成し、県民へ市町等を通して周知
- ④省エネなど環境に配慮した環境経営を進めるため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及啓発を実施(新規認証取得：26 件)
- ⑤家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座等の地球温暖化防止に係る啓発活動を市町等と連携して実施(出前講座等参加者数：6,100 人、その他イベント等参加者数：12,004 人)
- ⑥環境学習活動を推進するため、環境学習情報センターを拠点として環境学習に係る講座、イベント等を他団体と連携し実施

【環境学習情報センター 環境教育参加者数：32,149人】

【森林文化・森林環境教育の活動回数：1,903回】

- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州政府の要望により、「医療関係廃棄物処理とリサイクル（焼却処理後の廃熱利用）」をテーマとした研修を実施することとし、研修生の受入準備を進めていたが、州政府側の都合により研修を中止

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①省エネなどの事業者の自主的な取組の促進を行ってきましたが、事業者等における温室効果ガスの排出削減の取組などについてのアンケート調査を実施したところ「カーボン・オフセット」、「エコ通勤」など実行率の低い取組があり、その取組の実行率を高めていく必要があります。
- ②伊勢市内における充電施設の設置箇所が 21 ケ所（予定も含む）になりましたが、EV等を活用する環境づくりを進めていくためには、充電施設の整備をさらに進める必要があります。
- ③地球温暖化による気候変動への適応について、県ホームページや9回の説明会の開催などで情報提供を行いました。しかし、各地における気候変動の多発とともに、温暖化に関する情報提供を求めるニーズが高まっていることから、さらに情報提供を行う必要があります。
- ④三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-E MS）については、26 件の新規事業所を獲得しましたが、M-E MS の認証取得事業所数は減少傾向にあるため、委託業務のより効果的な実施により、認証事業所数の増加を図っていく必要があります。
- ⑤地球温暖化防止活動推進センターでは、延べ 6,100 人に対して講座により啓発に取り組んでいますが、依然として、家庭からの温室効果ガスの排出量は、横ばい傾向にあります。そのため、地球温暖化防止活動推進員による啓発事業についてより効果が上がるよう、的確なニーズの把握や事業内容の見直しを検討する必要があります。
- ⑥環境教育の推進については、環境学習情報センターを活用した講座やイベント等の開催などにより、ここ 3 年を通して 3 万人を超える参加者がありますが、今後も引き続きより多くの人たちに参加いただけるよう、環境問題の学習の場を提供していくとともに、ESD（持続可能な開発のための教育）ユネスコ世界会議の成果をふまえ、ESD の取組を推進していく必要があります。
- ⑦サンパウロ州との共同宣言をふまえ、サンパウロ州の行政職員を対象とした環境保全に関する研修の実施に向けて、州政府のニーズを把握し、再度、調整していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 林 秀樹 電話：059-224-2305】

- ①アンケート調査で明らかになった実行率が低い取組を促進するため、カーボン・オフセットの促進を図るとともに、「エコ通勤デー」を設け、通勤手段を自家用車から公共交通機関に誘導する「エコ通勤」の推進をバス事業者等と連携し行っていきます。
- ②伊勢市で実施している EV 等を活用した低炭素社会モデル事業については、EV 等で観光できるよう、充電施設の整備を引き続き促進するとともに、この事業で得られた成果を生かし、他の市町へ低炭素社会づくりの展開を図っていきます。
- ③地球温暖化の緩和と適応の視点から、国の動向を見極めつつ知見をもつ専門家を交えた調査・研究を行い、県民の皆さんへその情報提供を行っていきます。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、他の自治体などのベンチマーキングを行い、M-E MS 認証機構と連携し、取得事業所が増加するよう効果的な取組を進めます。
- ⑤家庭部門における自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、他の地球温暖化防止活動推進センターの取組についてベンチマーキングなどを行い、事業の効果が高まるよう内容について検

討していきます。なお、地球温暖化防止活動推進センターの指定期間が今年度で終了することから、来年度4月1日からの指定に向けて、外部有識者などによる委員会で選定を行います。

○⑥環境教育のさらなる充実を図るため、環境学習情報センターにおいて、県民のニーズの把握を行い、ニーズにあった学習メニューを増やすとともに、E S Dの取組を推進していきます。

なお、環境学習情報センターの管理については、指定管理者制度を導入し、現指定期間の最終年度となることから、新たな指定管理者の選定、指定を行います。

⑦国際環境協力の一環として、サンパウロ州のニーズに応じた環境保全に関する研修が、公益財団法人国際環境技術移転センター（I C E T T）を活用して実施できるよう、国際戦略課と連携して、サンパウロ州政府と調整を図っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		352 千ト 以下 (23 年度)	338 千ト 以下 (24 年度)	323 千ト 以下 (25 年度)	1.00	306 千ト 以下 (26 年度)
	360 千ト (22 年度)	345 千ト (23 年度)	323 千ト (24 年度)	308 千ト (25 年度)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
27 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 27 年度の目標値を 306 千トン以下と設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）		951 g/人・日 以下 (23 年度)	939 g/人・日 以下 (24 年度)	926 g/人・日以下 (25 年度)	913 g/人・日以下 (26 年度)
		966 g/人・日 (22 年度)	967 g/人・日 (23 年度)	980 g/人・日 (24 年度)	982 g/人・日 (25 年度)	
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23 年度)	41.5% (24 年度)	41.8% (25 年度)	42.2% (26 年度)
		36.9% (22 年度)	41.1% (23 年度)	41.8% (24 年度)	43.0% (25 年度)	
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量		440 トン 以下	370 トン 以下	370 トン 以下	370 トン 以下
		462 トン (22 年度)	150 トン	623 トン	493 トン	

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,012	2,192	1,625	5,119
概算人件費		775	763	755	
(配置人員)		(86 人)	(83 人)	(85 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、国の検討状況をふまえた県の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進
- ②ごみゼロ社会の実現に向けて、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町等と連携し学校現場や地域における環境学習を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を実施
- ③RDF*焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保しつつ、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制や処理の方法等についての技術的支援を実施
- ④産業廃棄物の適正処理を進めるため、多量排出事業者等を重点的に訪問するなど電子マニフェスト*と優良認定処理業者の利活用を促進
- ⑤廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスの再資源化に向けた技術的支援や情報共有を進めるとともに、三重県リサイクル製品の利用を推進
- ⑥不適正処理の未然防止や早期発見のため、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、多様な主体との連携を強め県民への啓発を実施
- ⑦行政、排出事業者および処理業者の連携を図り、それぞれが歩調を合わせて不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けることにより、不法投棄を許さない社会づくりを推進
- ⑧産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て引き続き恒久対策を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 23 年 3 月に策定された「三重県廃棄物処理計画」は、計画期間が平成 27 年度までとなっていることから、次期廃棄物処理計画の策定期間をむかえています。
- ②広域的な大規模災害時の廃棄物処理について、県の役割を明確にした「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後は、県計画の実効性を高めるために、処理困難物対応マニュアル等の整備が求められます。また、南海トラフ巨大地震等に備えた市町災害廃棄物処理計画策定に向け、全市町と個別協議やブロック別協議を実施し、個別具体的な課題等への対応案を提案するなどの技術的な支援を行いました。引き続き、市町計画策定に向けた支援を行う必要があります。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、「もったいない名人」テキストを使用した出前授業等により「もったいない」意識の醸成を図るとともに、幼児向けに「もったいないかみしばい」を作成し、市町等に啓発資料として提供しました。1 人 1 日あたりのごみの排出量は、平成 24 年度実績 980g でしたが、平成 25 年度実績 982g とほぼ横ばいでした。また、一般廃棄物の最終処分量は平成 24 年度実績 4 万 1 千トンでしたが平成 25 年度実績 5 万トンに増加しました。今後も市町の取組を支援するとともに、さまざまな啓発ツールを活用したごみ削減の取組を進める必要があります。
- ④RDF 焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めるとともに、RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等で設置した機器選定委員会等に参画し技術的支援を実施する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の 3 R の推進により、産業廃棄物の最終処分量は平成 24 年度実績 28 万 2 千トンでしたが平成 25 年度実績 27 万トンと減少しました。また、産業廃棄物の再生利用率は平成 24 年度実績 41.8% でしたが、平成 25 年度実績 43.0% となりました。今後も産業廃棄物の 3 R や適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者等に対しては、排出事業者の処理責任の徹底に向け、環境技術指導員が普及啓発を行い、より一層の排出事業者の処理責任が徹底されるよう取り組む必要があります。
- ⑥廃棄物系バイオマスの資源化の促進を図るため、関係者（排出事業者、処理業者、農家、行政等）による実証実験を実施し、これらの結果について地域協議会等で情報共有を図るとともに、燃料化の現地見学会や利用技術の確認、および液肥利活用事例セミナーを開催するなど情報発信を行うなど、民間事業者による事業化に向けた関係者の連携強化を図りました。
- ⑦平成 26 年度の不法投棄総量は 493 トンと目標値を達成できませんでしたが、前年度（623 トン）に比べ減少しました。産業廃棄物の不適正処理事案等については、悪質事業者に対し事業停止命令（3 件）を行うなど厳正に対処しました。また、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・未然防止のため、廃棄物メール 110 番を開設するとともに、ラジオ放送や「不法投棄を許さない社会づくりフォーラム」による啓発を行いました。今後もより効率的で効果的な監視・指導となるよう、さまざまな主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を実施しています。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

- ①次期廃棄物処理計画については、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年を計画期間とし、社会情勢の変化や国の基本方針をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応できる計画を策定します。
- ②南海トラフ巨大地震等による災害廃棄物の円滑な処理が実施されるよう、処理困難物対応マニュアルや広域処理マニュアル等を整備するとともに、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、市町計画策定に向け、職員の災害対応力向上のための研修会を開催するとともに、有識者等によるアドバイザリーボード*を設置し、技術的支援を行います。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、引き続き出前授業等を実施していくほか、効果的な普及のための方策の検討や、市町における廃棄物処理システムの最適化のためのツール（廃棄物会計、ごみ処理カルテ）の活用を働きかけていきます。また、平成 27 年度は「ごみゼロ社会実現プラン」の中間目標年度となることから、県民等の意識調査を行い、中期目標の評価を行います。
- ④RDF 焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めます。また、引き続き RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等で設置した技術検討委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ⑤環境技術指導員が多量排出事業者等を個別に訪問し、電子マニフェストおよび優良認定処理業者の活用が進んでいない事業者を中心に働きかけを行い、排出事業者の処理責任の徹底に向けた取組を促進します。
- ⑥廃棄物系バイオマスの再資源化の促進について、県内 2 地域における地域協議会の成果や実証実験で検証された結果等を関係者で共有するとともに、廃棄物系バイオマスの再資源化を促進するため、県内の市町や事業者へ情報提供していきます。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見のため、引き続き厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの監視エリア拡大や新たな監視カメラの導入によりチェック体制の強化を図ります。また、民間事業者等と新たに協定を締結するなど、市町、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

*「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.9%	95.0%	96.0%	0.95	97.0%
	76.7%	92.9%	92.1%	91.2% (速報値)		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
27 年度目標 値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減	大気・水質の排出基準適合率		100%	100%	100%	0.99	100%
		99.2%	99.3%	99.3%	99.1%		

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15402 自動車 環境対策の推進	NOx・PM 法対策地 域内の大気環境 基準達成率		100%	100%	100%	1.00	100%
		60.0%	100%	100%	100% (速報値)		
15403 生活排 水対策の推進	生活排水処理施 設の整備率		78.8% (23 年度)	79.7% (24 年度)	80.5% (25 年度)	1.00	81.4% (26 年度)
		78.0% (22 年度)	79.1% (23 年度)	79.5% (24 年度)	80.8% (25 年度)		
15404 伊勢湾 の再生	水環境の保全活 動に参加した県 民の数		19,000 人	24,500 人	25,500 人	1.00	26,500 人
		16,475 人	23,834 人	21,725 人	25,984 人		
15405 環境保 全のための調査 研究の推進	調査研究成果件 数		4 件	4 件	4 件	1.00	4 件
		3 件	4 件	2 件	4 件		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	14,330	14,162	13,484	20,172
概算人件費		1,244	1,232	1,173	
(配置人員)		(138 人)	(134 人)	(132 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①32 測定局（四日市市測定局 10 局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント、PM2.5(微小粒子状物質)*等 7 項目を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ②工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 48、その他の立入工場・事業場数 600）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*およびダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③光化学オキシダント濃度が高い日においては、光化学スモッグ予報を発令（1 日、2 地域）し、光化学スモッグによる被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ④自動車 NOx・PM 法*対策地域において、自動車排ガス測定局等（15 測定局）で二酸化窒素および浮遊粒子状物質を測定
- ⑤PM2.5 について、注意喚起する体制を維持。また、注意喚起の対象範囲を県内一括から 3 地域（「北勢・中勢・南勢志摩」、「伊賀」、「東紀州」）に区分し注意喚起の運用を見直し
- ⑥47 河川 62 水域、4 海域 8 水域における BOD*、COD*等の水質測定ならびに地下水 38 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 264、その他の立入工場・事業場数 296）
- ⑧県内 43 河川を対象として水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を実施（平成 27 年 1 月 27 日告示）
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施

- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を実施。発生抑制対策として、映画CM、テレビCM、ラッピング電車等を活用した広報や、海岸漂着物問題に係るキャンペーンを実施。さらに、子ども向けの啓発展示物を三重県環境学習情報センターに新設。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会として、連携して海岸漂着物問題の普及啓発に取り組むとともに、財政措置の継続等について国への提言活動を実施
- ⑪海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ⑫市町および関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等について、すべての測定局（32 測定局）で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されていました。
- ②大気環境に与える影響が大きいと思われる工場・事業場のうち 48 箇所で検体採取したところ、すべてで排出基準を満足していました。
- ③光化学オキシダント濃度が高い場合に光化学スモッグ予報を発令しました。また、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の規制対象事業場に立入検査を行いました。引き続き揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ④NO_x・PM法対策地域の測定局において、NO_xが4年連続で環境基準を達成（平成 26 年度は見込み）しています。引き続き目標年度となる平成 32 年度（中間目標年度は平成 27 年度）に向けて対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑤PM_{2.5}の指針値超過のおそれがなく注意喚起した日はありませんでした。また、県内一括での注意喚起の運用を、地域濃度の実態に合わせて見直しました。引き続き指針値超過のおそれがある場合は的確に注意喚起を行っていく必要があります。
- ⑥閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 44%（平成 26 年度 速報値）であり、近年 50%前後の達成率で推移しています。毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生しており、引き続き改善対策が必要な状況にあります。
- ⑦採水を伴う立入検査の対象とした工場・事業場のうち 18 箇所において排出基準の超過があったことから改善指導を行いました。
- ⑧平成 26 年度に水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を新たに指定しました。平成 27 年度からは、当該基準に係る項目の常時監視を行っていく必要があります。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しました。貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑩県内海岸における漂着物の回収処理が進むとともに、伊勢湾流域圏に広く漂着物の問題を発信することができました。また、東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会として海岸漂着物対策に係る国への提言活動等を行ったところ「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されました。これにより、平成 27 年度以降も継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要な制度となりました。今後東海三県一市が連携し、海岸漂着物問題の解決に向け、取り組んでいく必要があります。
- ⑪「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 25,500 名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。伊勢湾の再生に向けては、今後も引き続き取組の拡大を図る必要があります。

⑫生活排水処理施設の整備は 79.5%（24 年度）から 80.8%（25 年度）に進展しました。しかし全国平均（88.9%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽と汲み取り世帯を合わせて約 36 万人の未整備人口が残されているため、引き続き「生活排水処理アクションプログラム」に基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、次期「生活排水処理アクションプログラム」策定のため、国から出された生活排水処理施設「10 年概成」の方針をふまえ平成 26 年 10 月に県の「生活排水処理アクションプログラム策定方針」を策定しました。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 林 秀樹 059-224-2305】

- ①大気環境の常時監視は、平成 26 年度に四日市市が新たに管理することとなった 1 測定局も含め、33 測定局（四日市市測定局 11 局を含む）での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ②大気環境の保全のため、引き続き工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等との対話によりコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③揮発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④NO_x・PM 法対策地域における二酸化窒素および浮遊粒子状物質の測定を行い、引き続き大気環境の状況を注視するとともに、関係団体に調査データの情報提供を行っていきます。
- ⑤PM2.5 について、県民の関心に応えるため、迅速な注意喚起の情報提供を行っていきます。
- ⑥公共用水域の水質改善のため、引き続き平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場等からの汚濁負荷を削減していきます。
- ⑦工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準について、常時監視を行います。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩国の平成 26 年度補正予算で措置された「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策を実施します。東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。
- ⑪海岸漂着物対策においては、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑫生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。浄化槽整備については、県費上乗せ補助制度により、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換や、市町設置型への移行を促進します。また、新たに策定した県の「生活排水処理アクションプログラム策定方針」に基づき、次期「生活排水処理アクションプログラム」（中期目標（平成 37 年度）・長期目標（平成 47 年度））を策定します。

*「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由
		県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		27.0%	29.0%	31.0%	1.00	33.0%
	24.9%	26.7%	30.3%	31.4%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合					
27 年度目標 値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8.0%増加させることをめざして、平成 27 年度の目標値を 33.0%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数		950 人	1,000 人	1,040 人	1.00	1,040 人
		903 人	881 人	1,198 人	1,095 人		

基本事業	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
21102 人権啓 発の推進 (環境生活部)	人権イベント・ 講座等の参加者 数	38,649人	39,500人 40,247人	40,000人 40,103人	40,500人 40,749人	1.00	41,000人
21103 人権教 育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合 的・系統的に進 めるためのカリ キュラムを作成 している学校の 割合	41.2%	55.0% 55.2%	60.0% 61.2%	65.0% 65.5%	1.00	70.0%
21104 人権擁 護の推進 (環境生活部)	人権に関わる相 談員を対象とし た資質向上研修 会の受講者数	994人	1,050人 990人	1,100人 896人	1,150人 1,191人	1.00	1,200人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	609	619	654	647
概算人件費		514	543	506	
(配置人員)		(57人)	(59人)	(57人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告」を取りまとめ、平成 25 年度の人権施策の取組状況を県民に公表。また、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定に向けて、骨子案を作成し、三重県人権施策審議会等で審議
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組を推進するため、住民組織やNPO、団体、企業等のさまざまな主体が主催する研修会に講師を派遣（講師派遣件数 35 件、参加者数 1,095 人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を実施することができるよう、隣保館の運営に必要な支援を実施
- ④テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、人権メッセージの募集等の参加型啓発、スポーツ組織との連携による啓発等さまざまな手法を活用した人権啓発を実施（県民人権講座 4 回開催・参加者数 714 人、移動人権啓発 21 回実施・参加者数 1,589 人）
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情を育成するための取組を推進
- ⑥県人権センターにおいて、人権相談に対応するとともに、隣保館をはじめとする各種機関の相談員等を対象にスキルアップ講座を開催（相談件数 738 件、弁護士による相談月 2 回実施）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに早期に対応できるよう、モニタリング活動に取り組むとともに、地域でのモニタリング活動や啓発に取り組む人材の育成のための講座を開催（講座 3 回開催、参加者数 128 人）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を推進しましたが、平成 26 年中には、津地方法務局管内で 625 件（前年比 10 件増）の人権侵犯事件が発生していることから、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、今後の取組方向を明確にし、人権が尊重される社会を実現していくため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定等に取り組む必要があります。
- ②地域のさまざまな主体が行う研修会等に講師等を派遣し、人権が尊重されるまちづくりの取組を支援しましたが、制度の活用が十分でない地域もあることから、取組が県内全域に拡大するよう、市町等と連携し、制度の周知や先進事例の広報等に取り組む必要があります。
- ③隣保館が、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を実施することにより、地域住民の福祉の向上や交流を促進することができました。今後も、隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としての役割を果たすことができるよう、引き続き隣保館の取組を支援していく必要があります。
- ④県人権センターを拠点に、人権啓発講座の開催やテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、スポーツ組織との連携による啓発、大型商業施設等に出向いて行う移動人権啓発の実施などにより、多様な機会を提供することができましたが、人権が尊重される社会を実現していくためには、より多くの県民に啓発することができるよう工夫していく必要があります。
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情の育成に取り組んでいます。「人権問題に関する教職員意識調査」で明らかになった若手教職員の育成や校内 OJT の促進等に関わる課題について、改善する必要があります。
- ⑥県人権センターで相談員等を対象にスキルアップ講座を開催し、相談員等の資質向上を支援しましたが、相談者のニーズは多様化していることから、さまざまな知識の習得など相談員等の資質向上に加え、各相談機関との連携を強化していくための環境づくりに取り組む必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対応するため、モニタリングに取り組み、プロバイダ等に対して削除要請等を行いました。インターネット上の人権侵害に関する事案は増加していることから、モニタリング活動に引き続き取り組むとともに、インターネットを悪用することなく互いの人権を尊重した行動につなげていくための啓発活動を推進していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①人権が尊重される社会を実現していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携して、人権尊重の視点に立った行政を推進します。また、人権をめぐる社会状況の変化やこれまでの取組の検証をふまえ、対応の強化が求められている課題や新たに対応すべき課題等に対応するため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定等に取り組めます。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる人たちや団体等のネットワークを活用し、支援制度の周知等に取り組むことにより、さまざまな主体による自主的な取組を促進します。
- ③市町の隣保館活動を支援し、隣保館における相談事業、啓発および広報活動、地域交流などの隣保事業の実施を通して、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、啓発の内容や開催形式、時間構成などに工夫を行うとともに、市町や関係団体等と連携して事業の周知に取り組めます。また、企業等と連携し、大型商業施設など人が大勢集まる場所に出向くなどして多様な機会を提供し、より多くの県民に啓発することができるよう取り組めます。

- ⑤教育活動全体を通じた人権教育を展開できるよう、学校における人権教育カリキュラムの作成を進めます。また、子どもが安心して学び、生活できるよう、人権教育推進協議会の整備等、学校・家庭・地域が連携・協議する仕組みを充実させます。さらに、若手教職員を対象とした県主催の研修会の充実や学校が行う校内研修会の活性化、小学校版「人権学習指導資料」の作成・配布等により教職員の取組を支援します。
- ⑥県民からの人権相談に迅速かつ的確に対応することができるよう、人権に関わる相談員等の資質向上を図るとともに、情報共有や意見交換の場を提供することにより、各相談機関のネットワークの充実に取り組みます。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対して、国等と連携し、削除要請等の対応を行うとともに、インターネット上の人権問題および適正な利用に関する講座を開催するなど啓発に取り組みます。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由
*	(ある程度進んだ)	県民指標が目標値を上回り、活動指標も4指標のうち3指標が目標値を上回ったことをふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合		15.0%	15.0%	16.5%	1.00	18.0%
	13.9%	11.5%	11.5%	17.5%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e－モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合					
27 年度目標値の考え方	県内における男女共同参画意識の普及や女性の登用促進を図ることにより、男女が平等になっていると思う人の割合を 10 年後に 10%増加させることをめざして、平成 27 年度の目標値を 18.0%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率		25.7%	26.7%	27.2%	0.95	28.7%
		24.7%	25.1%	24.9%	25.8%		

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (環境生活部)	男女共同参画フォーラムの男性参加率		30.0%	43.0%	43.0%	1.00	45.0%
		23.5%	42.2%	32.4%	45.1%		
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 (環境生活部)	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合		24.6%	27.0%	27.0%	1.00	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%	29.5%		
21204 性別に基づく暴力等への取組 (健康福祉部)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15 か所	18 か所	21 か所	1.00	24 か所
		12 か所	15 か所	18 か所	24 か所		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	205	150	126	138	172
概算人件費		189	156	151	
(配置人員)		(21 人)	(17 人)	(17 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①三重県男女共同参画審議会による県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価を実施し、中間評価として取りまとめ（審議会開催状況：全体会 2 回、部会 3 部会を各 4 回開催）
- ②庁内各部局に対し、県附属機関等の委員への積極的な女性登用および「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請（男女共同参画推進幹事会、政策会議、共通幹事会等の場も活用）
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し情報共有・連携を図り、市町審議会等への女性登用を働きかけるとともに、各市町の基本計画の推進や基本計画の策定等を支援し、市町における男女共同参画を促進（主管課長会議 2 回、担当職員研修 3 回、大紀町の基本計画策定に助言）
- ④三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、研修学習、参画交流、相談等の事業を実施（フレンテまつり：6 月 7、8 日（参加者延べ 5,300 名）、男女共同参画フォーラム：11 月 8、9 日（参加者 446 名）、講座・セミナー等：36 回開催、出前講座等：51 回実施、相談件数：2,075 件）
- ⑤企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた、仕事と育児が両立できる職場づくりセミナーを実施。また、企業等の職場研修会等に講師を派遣し、マタハラ、パタハラのない職場風土づくりを支援（職場づくりセミナー：9 月 4 日（参加者 75 名）、講師派遣：8 回）
- ⑥地域経済団体等で構成する「みえ女性活躍推進連携会議」により広く県内企業・団体等に働きかけ、「女性の大活躍推進三重県会議」で企業・団体等の取組を「見える化」し機運を醸成（連携会議：8 月 4 日、3 月 10 日、三重県会議キックオフ大会：11 月 9 日、参加者：会員をはじめとする企業・団体等の経営者、人事労務担当者、県民等 230 名、3 月末会員数：105 会員）

また、男性管理職を対象としたセミナーを開催し、女性の意欲と能力を高め、活躍を引き出す人材育成を進められるよう支援するとともに、女性管理職のスキルアップ支援や企業・業種を越えたネットワークの構築に向けて交流を支援（男性管理職向けセミナー 2 月 10 日、参加者 35 名：女性管理職スキルア

ップセミナー：2月7日、8日、21日 参加者延べ75名、交流会：11月8日 参加者32名、3月1日 参加者88名)

- ⑦「三重県DV*防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの防止と被害者の立場に立った支援を実施するため、県DV防止会議1回、地域DV防止会議5回開催
- ⑧「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発、女性に対する暴力防止啓発セミナーを実施。DV相談先カードの公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等への配置により相談・支援先を周知。また、デートDV防止パンフレット等を県立高校1年生および県立高校養護教諭に配布して啓発（街頭啓発23か所（桑名駅前他）、啓発セミナー1回開催（11月15日：亀山市）、DV相談先カードの配置616か所、デートDV防止パンフレットの配付：14,550冊）
- ⑨性犯罪・性暴力の被害者に対し、女性相談員での対応や初期産婦人科的処置等の支援をワンストップで行う相談窓口の設置を検討するため、同様の窓口を設置済の県にベンチマーキング（埼玉県外4県）を行うなど調査研究を実施

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県男女共同参画審議会による事業課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。女性の活躍推進が求められる中、平成25年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。また、女性の活躍推進や少子化対策が社会的課題として大きく取り上げられている中、男女共同参画、女性の活躍等に関する現在の県民意識を把握する必要があります。
- ②平成26年4月1日時点の県・市町審議会等における女性委員の登用率は、25.8%と0.9ポイントの増となりました（県：33.6%で1.3ポイント増、市町：24.8%で0.8ポイント増）。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、引き続き庁内各部署に委員への女性登用を強く働きかけていくことが必要です。
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し市町間を含めた情報共有・連携を図りました。引き続き、さまざまな機会をとらえて市町における男女共同参画の推進を支援していくとともに、市町審議会等への女性登用を強く働きかけていく必要があります。
- ④三重県男女共同参画センターの「フレンデまつり」を「ファザーリング全国フォーラムinみえ」とのタイアップ事業と位置づけ、男性の不妊治療や育児参画をテーマとするとともに、ママを元気にするイベントとコラボ開催したことで、従来になく幅広い年齢層と、多くの男性の参加が得られました。「男女共同参画フォーラム」は、女性の活躍推進に加え、子育て中の部下をはじめとする多様な人材をマネジメントできる上司（イクボス*）をテーマに開催しました。男女共同参画に関する意識改革と行動変容を図るために、引き続き、各事業のテーマや講師等を工夫していく必要があります。
- ⑤マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた職場づくりセミナーや企業等の職場研修会等の講師派遣を行いました。引き続き、企業等にマタハラ等の防止に向けた取組を促していく必要があります。また、これから社会に出る若年世代への啓発も必要です。
- ⑥女性の活躍推進の機運をさらに高めていくために、企業・団体等が加入する「女性の活躍推進三重県会議」に、より多くの企業・団体等の加入が得られるよう、セミナー事業の実施や加入要請等を行っていく必要があります。
- ⑦DV被害者支援について、関係機関による「DV防止会議」を8月25日に開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。

また、性別にとらわれない被害者支援の充実のため、男性被害者相談の研修事業を11月8日に実施し、相談体制の充実を図りました。今後もDV被害者対応等について、関係機関等と連携を強化した取組を行う必要があります。

⑧DV相談先カードを公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等に配置して相談・支援先を周知しました。また、デートDV防止パンフレットを県立高校1年生に配布して啓発しました。DV被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談・支援先の継続した周知が必要です。

⑨性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターについて、設置済の県へのベンチマーキング等の調査研究を行ってきました。この結果をふまえ、三重県の南北に長く、複数の都市に人口が分散する地理的な条件等に対応した支援体制を構築していく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

①第2次男女共同参画基本計画第一期実施計画の最終年度にあたって、三重県男女共同参画審議会による知事への提言や評価をふまえ、より一層男女共同参画の視点を持って施策・事業が実施されるよう各部局に働きかけていきます。また、第2次男女共同参画基本計画第二期実施計画を策定します。

なお、男女共同参画、女性の活躍等をより効果的に推進していくために、現在の県民意識を調査、分析します。

②県審議会等における女性委員の登用をさらに推進していくため、引き続き庁内各部局に強く働きかけていきます。

③市町主管課長会議等において女性の活躍促進をはじめとする国の動き等について情報提供するとともに、市町審議会等への積極的な女性の登用を働きかける等、男女共同参画の取組推進のために市町の実情に応じて支援していきます。

④三重県男女共同参画センターが実施する事業に、県が重点とする取組が反映されるよう密接に連携を図りながら、男女共同参画意識の普及とともに、女性の活躍促進や男性の育児参画などの具体的行動につながるよう、研修学習や参画交流等の事業を進めていきます。

○⑤マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、各企業等が実施する取組を支援していきます。また、大学生等を対象に、就職後のマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を行っていきます。

○⑥企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を引き続き働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、経営者や男性管理職向けセミナーの開催、企業の取組へのアドバイザー派遣などの支援を行います。また、女性人材の育成とネットワーク交流会を雇用経済部等と連携して実施していきます。

⑦DV被害者等の要保護女性の保護・自立支援や性別にとらわれない相談事業の充実や民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。

⑧DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、県民に対して啓発していくとともに、DV被害者に相談・支援体制の情報等が届くよう取り組んでいきます。また、高校生等の若年層に対して、デートDV予防のための啓発を行っていきます。

○⑨性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口となり、県内各地域の産婦人科の連携病院による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談、法律相談などを行うことにより被害者の心身の健康の回復を図る総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、運営していきます。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2-1-3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標はわずかに目標値を下回ったものの、活動指標も含めほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
多文化共生に 取り組む団体 数		160 団体	175 団体	190 団体	0.99	200 団体
	146 団体	161 団体	174 団体	188 団体		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数					
27 年度目標 値の考え方	国際化に取り組む団体が増加することにより、地域での自主的な活動が活性化することから、毎年 10 団体程度増加させることを目標に 200 団体と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21301 外国人 住民との円滑な コミュニケーション支援 (環境生活部)	日本語指導ボラ ンティア数		670 人	680 人	690 人	0.99	700 人
		655 人	671 人	689 人	680 人		
21302 外国人 住民の地域社会 参画支援 (環境生活部)	セミナー、ボラ ンティア研修等 参加者数		350 人	400 人	450 人	1.00	500 人
		279 人	383 人	411 人	501 人		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	143	161	120	134
概算人件費		81	101	107	
(配置人員)		(9 人)	(11 人)	(12 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語の 4 言語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報および生活情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供（情報掲載数：ビデオ情報 24 件、文字情報 120 件。ページビュー数：月平均 約 11,000）
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催（入門研修：津市 参加者数 37 名、桑名市 参加者数 46 名）
- ③多言語による外国人住民の相談窓口を設置して、生活全般にわたるさまざまな相談に応じるとともに、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会などを開催（相談窓口等相談件数：783 件、専門家による個別相談会：年間 6 回開催 参加者数 96 名）
- ④医療通訳の育成研修を 3 言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）で開催するなど、医療通訳の利用を促進（医療通訳育成研修：津市 参加者数 83 名、公開セミナー：津市 参加者数 46 名）
- ⑤大規模災害発生時に外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2 回 参加者数 96 名）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2 回 参加者数 205 名）を開催。「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練（1 回 参加者数 28 名）を実施
- ⑥NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催（いせ人権フェスタ on バレンタインとの同時開催 参加者数約 300 名）
- ⑦JSLカリキュラム*に係る事例収集について、対象となる教科を拡大し、実践研究を推進
- ⑧小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒の指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき多文化共生施策を推進しましたが、グローバル化が急速に進展する中で、外国人材の活用などの国の取組や、外国人住民の割合が高い本県の状況などをふまえ、今後の取組方向を明確にする必要があります。
- ②多言語ホームページでは、外国人住民を支援するNPOなどの活動を紹介する映像情報を提供することで、外国人住民の地域社会への積極的な参加・参画についての理解を深めてもらうことができました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。
- ③日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催したところ、定員を超える参加がありました。研修会では、日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り日本語教室の活動の活性化に努めました。外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するため、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。
- ④多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会を開催して、外国人住民が抱える課題に対応しました。引き続き、複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。

- ⑤医療通訳制度の発展・定着に向け、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。
- また、公開セミナーを開催し、医療機関関係者や外国人住民等に、医療通訳制度の周知を行いました。より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑥外国人住民を主な対象とした避難所訓練では、技能実習生受入企業等へ参加を呼びかけることでより効果的な訓練とすることができました。災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、あわせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中間支援組織をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑦多文化共生啓発イベントでは、外国人住民とイベント参加者がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップをあわせて開催しました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げていく必要があります。
- ⑧日本語指導と教科指導の統合を目指した授業における指導方法を工夫・改善するために、指定校（小中学校16校（委託7市））や拠点校（飯野高校）を中心に実践研究を進めました。これまで実践の少なかった教科の指導事例も収集して、事例集（小中学校：30事例（国語、算数・数学、社会、理科、英語、家庭、総合的な学習の時間）、高校：10事例（国語、数学、理科、社会、英語））としてまとめ、研修会等（小中学校は委託7市以外に10市町の担当者が参加）で教科を拡大して情報共有しました。今後も、指導事例をより多くの学校に普及するとともに、効果の検証を行う必要があります。
- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議（対象：県内の公立小中学校及び日本語指導の必要な外国人生徒が在籍する高校の外国人児童生徒教育担当者）を県内6地域で開催し、日本語指導やJSLカリキュラムに基づいた指導の方法について共有を図りました。また、小中学校・高校間において日本語の理解力や学習状況を円滑に引継ぐための方策について協議をしました。その中で、鈴鹿市の中学校と飯野高校では、試行的に中学校がカルテを作成し、高校への引継ぎを行いました。今後は、その方法、引継ぎ項目、内容、成果について検証を行うとともに、実施地域の拡大に努める必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】

- ①さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに取り組みます。また、外国人住民を取り巻く社会状況の変化などをふまえ、異なる文化的背景を生かした地域社会づくりをめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定に取り組みます。
- ②多言語ホームページの対応言語数を6言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語、フィリピン語、中国語）に増やすとともに、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ります。
- ③日本語指導ボランティア研修において、地域とのコーディネートに係る内容を取り入れるなど、人材の育成支援を充実するとともに、研修参加者に日本語教室を紹介するなどボランティアとして実際に活動していただけるよう働きかけます。

④外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会の開催を通じて、相談員や職員のスキルアップ、相談事例の共有化、相談員や職員同士のネットワークの構築を図ります。

○⑤市町・NPO等と連携して、同行型および配置型の医療通訳制度の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を4言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳に関する国の動向を注視しつつ、医療機関等と連携して取り組みます。

⑥大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民等の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民等が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう引き続き取り組みます。

⑦多文化共生社会づくりに向け、新たな団体等との連携・協働の充実に取り組みます。多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。

○⑧小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員（12名）を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高校においては、外国人生徒支援専門員（2名）を飯野高校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。また、平成26年度までの3年間で進めてきたJSLカリキュラムに係る実践研究をもとに、研修会や学校訪問等をおして効果的な指導事例の普及・活用を進めるとともに、指定校等において、児童生徒及び教員へのアンケート等をもとにした効果の検証を進めます。

⑨鈴鹿市の中学校と飯野高校で試行的に行ったカルテを用いた引継ぎについて、その方法や内容の検証を行うとともに、外国人生徒の多い地域への拡大を図ります。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 4

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由
*	（ある程度進んだ）	県民指標が目標値を上回り、活動指標も3指標のうち2指標が目標値を上回ったことをふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合		12.5%	12.5%	20.0%	1.00	20.0%
	9.5%	7.7%	23.4%	23.1%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合					
27 年度目標値の考え方	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合を、平成 27 年度に現状値（平成 23 年度 9.5%）の 2 倍以上にすることを目標と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO法人に対する寄付金総額		140,000 千円 (23 年)	160,000 千円 (24 年)	190,000 千円 (25 年)	1.00	200,000 千円 (26 年)
		124,938 千円 (22 年)	152,088 千円 (23 年)	186,848 千円 (24 年)	202,295 千円 (25 年)		

基本事業	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
21402 NPO が活発に活動で きる環境の充実 (環境生活部)	認定NPO法人 数		5 法人	10 法人	20 法人	0.20	30 法人
		1 法人	3 法人	4 法人	4 法人		
21403 NPO とさまざまな主 体との「協創」 の推進 (環境生活部)	NPOと県の連 携・協働事業数		65 事業	67 事業	71 事業	1.00	75 事業
		58 事業	65 事業	68 事業	80 事業		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	88	70	70
概算人件費		63	64	53	
(配置人員)		(7 人)	(7 人)	(6 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①認定NPO法人が増加しない状況にあることから、認定NPO法人制度の浸透状況と今後の申請見通しを把握するため、平成 26 年 8 月に 640 のNPO法人を対象として、アンケート調査を実施(260 法人から回答)。また、NPOの主体的な取組を推進するため、中間支援団体と連携しNPOグレードアップセミナー等を開催(延べ 16 回)
- ②NPO活動について県民の理解を深め参加につなげるため、「市民活動・NPO月間」(12 月)を中心に、各地域の取組との一体感を感じられるよう工夫して実施するとともに、リーディング産業展等への出展を行い、県民・企業へ情報発信。県民交流センターでは、情報をわかりやすく伝えるため「市民活動・ボランティアニュース」をリニューアル。「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を、研修資料や法人向けの参考事例集として活用
- ③大規模災害の発生時に備えて、専門性の高い支援活動を実施するNPOとの協定を更新するとともに、新たに 1 団体と協定を締結。また、大規模災害時に継続的な被災者支援活動を実施する「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」の周知および同基金への寄附を促進
- ④「みえ災害ボランティア支援センター」設置マニュアル(風水害編)を策定し、支援センターとして 11 月の県総合防災訓練に参画するとともに、市町における災害ボランティア受入態勢について再確認。県内の大規模災害発生に備え、県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、支援センターのあり方に関する意見交換会を、関係団体や有識者等により開催(4 回)。さまざまな分野のNPOによる被災者支援の活動を促進するため、「多分野の協働で災害を乗り越えるための研修会」を開催(6 回)

平成 26 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①認定制度のアンケートに回答した法人のうち、申請への意欲を示した法人に声掛けを行った結果 12 件の相談がありましたが、申請への意欲を示した法人及び相談のあった法人に対して、組織運営や会計等の指導を行うことで申請法人の増加に努める必要があります。また、引き続き中間支援団体と連携して、NPOの主体的な取組を促していく必要があります。
- ②「市民活動・NPO月間」を中心に、地域の市民活動センターと連携してPR活動を実施しましたが、引き続き中間支援団体との連携を深めて取り組んでいく必要があります。また、県民・企業等への情報発信については、イベント出展等を行いました。さらに多くの県民の関心を引き付ける工夫が必要です。

- ③大規模災害の発生時に専門性の高い支援活動を実施するNPOとの協定は、1団体増加して2団体となりましたが、新たな専門性を持つNPOと協定を締結する必要があります。また、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」へは企業等から2,779,383円の寄附を集めることが出来ましたが、被災者支援を円滑に行うためには、さらに多くの寄附を呼びかける必要があります。
- ④みえ災害ボランティア支援センターのあり方に関する意見交換会の結果を報告書としてまとめました。みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討する必要があります。また、NPOが災害時に主体的な支援活動を行えるよう取組を促すとともに、現地災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、関係者の連携強化を促進する必要があります。

平成27年度の改善ポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①認定NPO法人数の増加に向けて、認定申請を考えているNPO法人の意欲がさらに高まるよう情報提供や助言等をきめ細かに行うとともに、中間支援団体と連携して各種セミナーを開催し、寄附や融資の活用等によるNPO法人の運営基盤強化を促します。
- ②「市民活動・NPO月間」においては、みえ県民交流センター指定管理者や地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに強化して情報発信に取り組みます。また、NPO・市民活動の意義や役割について、県民に向けてより分かりやすい形での情報提供に努めます。
- ③大規模災害時において迅速な被災者支援活動が行われるよう、専門性の高いNPOに対して協定の締結を働きかけるとともに、広く県民に「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」への寄附を呼びかけ、災害ボランティアの活動環境を整備していきます。
- ④大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討します。また、NPOが災害時に専門性を発揮して支援活動に参加する意識の醸成に取り組みます。市町におけるマニュアル策定や訓練の実施を通して、現地災害ボランティアセンター関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」を促します。

*○のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 261

文化の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をととした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標および活動指標 3 項目中 1 項目で目標を達成することができませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、幅広く文化にふれ親しむ環境づくりを進めることができたことから、「ある程度進んだ」を判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度		64.0%	64.0%	65.0%	0.97	66.0%
	63.3%	63.2%	62.0%	63.2%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、講演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合					
27 年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会を提供することなどにより、4 年間で満足度を現状値（平成 22 年度 60.7%）から約 5.0 ポイント増やすことを見込み、目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーン＊を構成する施設の利用者数		1,210,000 人	1,230,000 人	1,506,000 人	1.00	1,360,000 人
		1,190,377 人	1,180,672 人	1,209,963 人	1,519,079 人		

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 (環境生活部)	文化芸術情報アクセス数		70,000 件/月	75,000 件/月	90,000 件/月	0.92	100,000 件/月
		57,927 件/月	64,952 件/月	79,538 件/月	82,361 件/月		
26102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 (教育委員会)	文化財情報アクセス件数		16,700 件/月	16,800 件/月	16,900 件/月	1.00	17,000 件/月
		16,623 件/月	16,723 件/月	16,889 件/月	16,995 件/月		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,017	2,274	2,173	2,287
概算人件費		703	736	693	
(配置人員)		(78 人)	(80 人)	(78 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①三重県文化審議会できりまとめられた答申をふまえ、「新しいみえの文化振興方針」を策定
- ②文化交流ゾーンを構成する施設等が、世界遺産登録 10 周年を迎えた「熊野古道」をテーマに展覧会やセミナー等を実施
- ③芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ④地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（18 件）
- ⑤県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を 13 人に授与
- ⑥三重県総合文化センターは、開館 20 周年を記念したコンサートや講演会を実施
- ⑦文化情報を利用し町歩きを支援するアプリ「三重ちずぶらり」に絵図および地図を追加収録
- ⑧歴史街道やまちかど博物館等の歴史的・文化的資産を生かして地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ⑨三重県史全 29 巻 35 冊のうち、通史編（近現代Ⅰ）の刊行および資料編（古代・中世および中世Ⅲ）、通史編（原始・古代および近世Ⅰ）の編さんを実施
- ⑩「史跡斎宮跡東部整備基本計画書」に基づき、3 棟の復元建物の建築工事を実施
- ⑪国・県指定文化財について永続的な保存と活用を図るとともに、文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県文化財に指定し、国文化財の指定等についての働きかけを実施
- ⑫三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩地域の海女習俗による伝統的素潜り漁技術」の、文化財としての価値を正確に伝えるための映像記録を作成し、保護・継承の取組を推進するとともに、国文化財の指定についての働きかけを実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「新しいみえの文化振興方針」の策定により、広域自治体としての県の役割や施策の方向性を明らかにすることができました。今後はこの方針に基づき文化振興施策を推進していく必要があります。
- ②熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会やセミナー等の実施により、三重の素晴らしい歴史や文化を県内外に発信することができました。今後も引き続き、文化交流ゾーンを構成する施設等が連携を強化し、その魅力を発信していく必要があります。
- ③三重県総合文化センターは、開館 20 周年を迎え、コンサート、講演会などさまざまな記念事業に取り組み、多くの方から好評を得ました。引き続き、適切な施設の管理運営を行いながら、県民の皆さんの多様なニーズに対応した公演事業等を提供し、その満足度の向上に努める必要があります。
- ④みえ文化芸術祭では、音楽コンクール記念コンサート、県展および県民文化祭を気候の良い春期に総合的に開催し、約 12,000 人の来場者がありました。今後もより多くの県民の皆さんに親しまれる文化芸術の祭典を実施する必要があります。
- ⑤まちかど博物館や歴史街道については、まちかど博物館の出張展示や街道ウォークなど、地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり活動が行われ、地域の自主的な取組として定着しつつあるなどの成果が収められました。今後はこれまでの成果をふまえて、地域住民の皆さんの自主的な活動を支援していくことが必要です。
- ⑥国史跡齋宮跡東部整備については、3 棟の復元建物工事を進めるとともに、建築現場を公開し、情報発信を行いました。引き続き、建築工事の進捗を適切に監理し、地域と連携・協働しながら、史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組む必要があります。
- ⑦県にとって歴史的・文化的に重要な文化財を県指定等とするため、文化財保護審議会等を開催しました。また、既に指定等を受けている文化財や埋蔵文化財の適切な保護・継承が行われるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。今後は、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、活かしていく取組が求められています。
- ⑧三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」についての記録映像（「海女の一日」）を作成しました。今後も引き続き、海女の文化財としての価値を正確に伝えるとともに、国文化財の指定についての働きかけを実施するなどの取組が必要です。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」で示す 5 つの施策の方向性のうち、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組んでいきます。
- ②文化交流ゾーンを構成する施設等が魅力の向上と連携の強化を図るため、施設の運営のあり方を検討します。また、世界に誇るみえの歴史・文化を体感できる機会の提供や県内外への情報発信に取り組み、交流人口の増加、地域の活性化に寄与します。
- ③三重県総合文化センターについては、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、多彩で魅力的な文化芸術公演の実施、アウトリーチ*活動等による文化・芸術の普及および人材の育成などを進めます。
- ④みえ文化芸術祭は、周知時期の前倒しなど広報活動の強化により、県民の皆さんの参画・参加拡大に努めます。
- ⑤まちかど博物館や歴史街道等の地域の資産を活用したまちづくり活動は、地域住民の皆さんの自主的な活動が推進されるよう支援していきます。
- ⑥国史跡齋宮跡について、史跡の保存と活用のための計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と連携・協働しながら、平成 27 年夏に完成する 3 棟の復元建物を含めた史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組めます。

- ⑦地域を中心としたさまざまな主体が参画して国・県指定文化財の永続的な保存と活用を図るとともに、文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県文化財に指定し、さらに国文化財の指定等になるように働きかけを行います。
- ⑧平成 27 年度は、三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩地域の海女習俗による伝統的素潜り漁技術」の、文化財としての価値を正確に伝えるための映像記録（「海女の一生」）を作成し、保護・継承の取組を推進するとともに、国文化財の指定についての働きかけを実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策262

生涯学習の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成27年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標および活動指標3項目中1項目で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の90%を超える実績となっていること、県民の皆さんが生涯学習を行ううえでの環境整備を進めることができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
参加した学習活動に対する満足度	70.2%	72.0%	74.0%	75.5%	0.90	77.0%
		71.8%	73.3%	68.0%		

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について「満足している」と回答した人の割合
27年度目標値の考え方	魅力ある学習機会を提供することなどにより、満足度を現状値（平成22年度72.0%）から約5.0ポイント増やすことを見込み、目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数	636,972人	655,000人	667,000人	952,000人	1.00	855,000人
			700,446人	651,212人	954,266人		

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	「協創」による博物館づくりへの参画者数		330 人	350 人	450 人	0.97	550 人
		286 人	324 人	310 人	437 人		
26202 地域と連携した社会教育の推進（教育委員会）	社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数		110 人	140 人	170 人	1.00	210 人
		72 人	132 人	141 人	173 人		

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,321	6,158	2,218	1,009	1,230
概算人件費		676	671	631	
（配置人員）		（75 人）	（73 人）	（71 人）	

平成 26 年度の取組概要

- ①三重県総合博物館は、「でかいぞミエゾウ！」や「親鸞 高田本山専修寺の至宝」などの開館記念企画展を開催するとともに、各種団体・企業との連携による交流展示、基本展示を補完するトピック展示、三重の自然と歴史・文化に関する学習交流プログラム、地域との連携によるアウトリーチ*活動などを実施
- ②県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（M I L A I）を活用した図書の検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ③県立美術館は、「ア・ターブル！ーごはんだよ！食をめぐる美の饗宴ー」や熊野古道世界遺産登録 10 周年記念「カミノ／クマノー聖なる場所へー現代作家たちの軌跡」などの展覧会を開催するとともに、美術講演会やギャラリートークなどの教育普及活動を実施
- ④斎宮歴史博物館は、開館 25 周年を記念した事業や特別展「伊勢と熊野の歌」、企画展「王朝人の遊び」等を実施し、活動成果を広く紹介するとともに、県内外での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ⑤生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」や県内博物館と連携した「見る知る巡る！みえミュージアムセミナー」を 6 館から 8 館に拡大して開催するなど多様な学習機会を提供
- ⑥県立美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターは、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供
- ⑦社会教育の振興を図るため、「高等教育機関における学びを地域で活かす仕組みづくりと社会教育の推進」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を 3 回開催
- ⑧各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等の社会教育関係者の資質の向上および連携強化を図るため、研修及び県内各地における情報交換を実施
- ⑨県立青少年教育施設は、引き続き指定管理者制度の活用により、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、効率的な管理運営の実施。また、青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年を育成
- ⑩読書活動推進講演会、読書を考える集い等への多くの県民の参加を促し、子ども読書活動の意義の普及を図るとともに、第三次三重県子ども読書活動推進計画を策定し、家庭・地域・学校が相互に連携・協力して社会全体で子どもの読書活動を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県総合博物館は、開館記念行事、多彩な企画展や関連行事のほか、講座やフィールドワークなどの実施により、多くの来館者がありました。引き続き、調査研究活動や収集保存活動の成果を生かし、多彩な展示や学習交流プログラムなどの実施に取り組むとともに、これまで博物館に関心のなかった方々へのアプローチに取り組む必要があります。
- ②県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づき取組を進め、市町図書館等と連携した事業を実施するなど、より充実したサービスを多くの県民・関心層に向けて提供しました。今後も多様化する県民のニーズに合った図書館サービスを全県域に展開していく必要があります。
- ③県立美術館は、食や熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会等を開催するとともに、企画展に関連した講演会の実施などにより、県民が多彩な美術作品にふれる機会を提供しましたが、来館者が減少傾向にあることから、集客力の向上に取り組む必要があります。また、施設の老朽化、建築基準法施行令の改正に伴い、企画展示室等の吊り天井等の改修を行う必要があります。
- ④斎宮歴史博物館では、伊勢と熊野をテーマにした展覧会や歴史講座等を開催し、研究の成果の発信や普及活動を推進するとともに、開館 25 周年記念事業を実施し、広く県内外へ情報発信を行いました。今後、さらに県内外から多くの皆さんに訪れていただくため、斎宮跡の魅力発信の強化に努める必要があります。
- ⑤生涯学習センターは、開館 20 周年記念事業として、全国的に注目度の高い講師を招き記念講演会やセミナーを開催するなど、質の高い学習機会の提供に取り組みました。今後も引き続きさまざまな学習機会の提供とより多くの学習情報の発信を行っていく必要があります。
- ⑥多くの子どもたちに本物の文化体験を提供するため、文化体験パートナーシップ活動推進事業に取り組み、これまでプログラムを活用したことがない学校へのアプローチを積極的に行った結果、30 校が新たに事業を実施することとなりました。今後も多くの子どもたちがプログラムを体験できるよう、活動を支える人材の育成に取り組む必要があります。
- ⑦三重県社会教育委員の会議において、高等教育機関が持つ知的資源を県内全域で活かせるよう「高等教育機関の専門的な知識や技能を活かす教育プログラム『平成 27 年度児童・生徒編』、『平成 27 年度公民館事業編』」を作成しました。今後、高等教育機関が持つ知的資源を学校教育や社会教育の場で利用するために、本教育プログラムの活用を推進していく必要があります。
- ⑧市町行政職員をはじめとする多様な社会教育関係者に「子どもたちの成長」という視点から研修および県内各地における情報交換を実施しました。今後も地域の教育力の向上と地域全体で子どもたちを守り育てる状況の創出を図るため、学校・家庭・地域の連携を進め、社会教育活動をより一層充実していく必要があります。
- ⑨県立青少年教育施設は、集団宿泊研修施設として、多様な自然体験や生活体験の機会の提供を行うとともに、伝統工芸の出前講座など施設外でも事業を実施しました。今後、閑散期を中心とした利用者拡大や広報活動の充実による新規開拓など、利用者数の増加を図るとともに、老朽化した施設・設備の安全な管理運営に取り組む必要があります。
- ⑩「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、読書活動推進講演会、市町サポートセミナー、子どもの読書を考える集いを開催し、子ども読書活動の意義の普及を図りました。引き続き啓発事業を実施するとともに、県全体の子ども読書活動の充実を図る必要があります。

- ①三重県総合博物館は、多彩な企画展や関連行事のほか、開館 1 周年を記念した事業や魅力的な講座、ワークショップ、観察会などの事業を実施し、新たな関心層への利用拡大を図ることにより、県内外の多くの皆さんが訪れ、三重の自然と歴史・文化にふれ、学び、交流する場を提供します。
- ②県立図書館は、広域ネットワークの活用により、県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ③県立美術館は、国内外の多彩な美術作品による展覧会、子どもを対象にした教育普及活動やアウトリーチ事業などに取り組むとともに、展覧会の魅力をタイムリーに発信することにより、多くの県民が気軽に美術館を訪れ、多彩な美術作品にふれることができる機会を提供します。また、平成 27 年 9 月末から一部施設を休館し、施設の改修および耐震化に取り組みます。
- ④斎宮歴史博物館は、3 棟の復元建物などの国史跡斎宮跡東部整備の完成に合わせ、オープニングイベントをはじめとした地域と連携した多彩な事業の実施に取り組めます。また、歴史体験プログラムの提供や県内外への積極的な情報発信に取り組むことにより、斎宮跡の魅力を高め、県内外からの集客につなげます。
- ⑤生涯学習センターは、引き続き、三重県生涯学習提供システムの運営を行うとともに、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトリーチ事業など、多様で魅力ある学習機会を提供します。
- ⑥多くの子どもたちに本物の文化体験の機会を提供するため、活動を支える人材の育成に取り組むとともに、この体験を通じて、子どもたちの豊かな感性と創造性を育み、本県の文化の継承と発展につなげていきます。
- ⑦高等教育機関が持つ知的資源を利用した教育プログラムの活用を推進していくため、「高等教育機関における学びを地域で活かした社会教育の推進」をテーマとした三重県社会教育委員の会議を開催し、作成した教育プログラムの活用策等について審議し、プログラムの有効活用を図ります。
- ⑧社会教育関係者の交流の場を通じて、地域全体で子どもたちを守り育てる社会教育の推進をテーマに学校教育関係者を含め、知事部局・市町・社会教育関係団体・NPO等を対象とし、情報交換や人材育成のための取組を行います。
- ⑨県立青少年教育施設は、引き続き指定管理者制度により、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、安全かつ効率的な管理運営を行っていきます。施設の老朽箇所の大規模な改修については、長期的な整備計画を作成するとともに、指定管理者と協議しながら、緊急度に応じて必要な措置を講じていきます。
- ⑩「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の趣旨等を市町教育委員会等の関係機関に広く周知するため、6 月末までに市町教育委員会等を訪問し、市町の「子ども読書活動推進計画」策定や、見直しに向けた支援等を行うとともに、学校等や市町立図書館における取組の推進を働きかけます。さらに、計画に基づいた取組を実施し、子どもの読書活動を推進するための講演会や読書ボランティア等を対象としたスキルアップのためのセミナーの開催など、県内における子ども読書活動の推進を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

緊急課題解決 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【主担当部局：環境生活部】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由
		プロジェクトの数値目標である4事案全てについて行政代執行に着手していることから「進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	26 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数	1 件	3 件 2 件	4 件 4 件	4 件 4 件	1.00	4 件

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理 4 事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
27 年度目標値の考え方	平成 25 年度までに 4 件全て着手しました。今後とも、着実な事業の進捗を図ります。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	26 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数	1 件	3 件 2 件	4 件 4 件	4 件 4 件	1.00	4 件
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	0% (22 年度)	3% (23 年度)	10% (24 年度)	33% (25 年度)	1.00	33% (26 年度)

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	476	1,417	4,710

平成 26 年度の取組概要

- ①産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある以下の4事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て引き続き恒久対策を実施
- ・四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土および排水対策を実施
平成26年度は処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路等の設置工事を完了させるとともに、中溜池側と西水路側の調整池および管理用道路の設置工事を行うにあたり、用地測量を実施
 - ・桑名市源十郎新田事案については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物*）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施
平成26年度は既設の集油管等による廃油回収・処理を実施するとともに、鋼矢板の設置等の本体工事に着手・実施
 - ・桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施
平成26年度は、廃棄物等の選別・ストックヤードの整備を完了し、土留の施工および遮水壁の補強の本体工事を実施するとともに、発生する廃棄物等の処理を実施
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため整形覆土工等を実施
平成26年度は霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を確認し、第二段階の整形覆土工事に着手
- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、引き続き水質等の分析を実施
- ③行政代執行費用の徴収および排出事業者等の責任追及を引き続き実施
- ④不適正処理事案を未然に防止するため、環境技術指導員が新たに導入したタブレット端末を用い、多量排出事業者等マニフェスト発行件数の多い事業者や電子マニフェスト*の導入が進んでいない事業者を重点的に訪問し、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促進
- ⑤電子マニフェストのさらなる普及啓発のため、排出事業者等に対し電子マニフェストの運用相談会および操作体験研修会等を開催
- ⑥産廃処理業者の電子マニフェストの加入や優良認定取得の取組が必要であるため、一般社団法人三重県産業廃棄物協会と緊密に連携し、産廃処理業者を対象とした説明会を開催
- ⑦産業廃棄物処理業者が優良認定を取得する際のインセンティブとして、県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みについて、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ関係部局と協議調整

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①産業廃棄物が不適正処理された4事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を実施しています。産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

- ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路等の設置工事を実施しました。また、中溜池側と西水路側の調整池および管理用道路の設置工事を行うにあたり、用地測量を進めています。今後、必要な土地について、用地取得等を行っていく必要があります。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、既設の集油管等による廃油回収を行うとともに、鋼矢板の設置工事および廃棄物保管庫等の付帯施設の整備を実施しました。また、これまでに回収したPCBを含む廃油等の処理を行いました。後期工事における旧処分場の対策等について、具体的な工法等を検討していく必要があります。
 - ・桑名市五反田事案については、廃棄物等の選別・ストックヤードを整備しました。また、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を行うとともに、廃棄物等の処理を行いました。民家が近接しているため、周辺環境対策に留意し廃棄物等の掘削・除去等の作業を実施していく必要があります。
 - ・四日市市内山事案については、廃棄物層内への霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入を継続し、硫化水素濃度の低下を確認するとともに、廃棄物の選別ヤードを整備し、整形覆土工事に着手しました。工事の実施にあたって、硫化水素に対する安全を確保し廃棄物の掘削・除去等の作業を進める必要があります。
- ②継続的なモニタリングが必要な四日市市下海老事案および伊賀市比土事案について、水質等の分析を実施し、大きな変化がないことを確認しました。
 - ③行政代執行費用の徴収は、国税滞納処分の例によることとなっており、平成 25 年度に作成した徴収事務マニュアルを活用しながら原因者の財産調査等を実施し、四日市市大矢知・平津事案については、原因者の債権を回収し、500 万円を収納しました。引き続き、原因者の財産調査等を実施するとともに排出事業者等の責任追及を実施していく必要があります。
 - ④環境技術指導員が多量排出事業者（376 事業者）に対し、新たに導入したタブレット端末を活用して普及啓発を行いました。その結果、電子マニフェストと優良認定処理業者を活用している多量排出事業者等が 62 事業者増加し、全体で 300 事業者となりました。一方で、複数回の訪問によっても活用が進んでいない事業者もあり、継続して普及啓発を進める必要があります。
 - ⑤産業廃棄物排出事業者団体（三重県産業廃棄物対策推進協議会）に対し、電子マニフェスト活用の働きかけを行ったことや、操作体験研修会（14 回）や運用相談会（8 回）の開催により活用が促進されてきています。今後、さらなる普及促進の取組が必要です。
 - ⑥産業廃棄物処理業者の電子マニフェストの加入や優良認定処理業者の育成は進んできていますが、一般社団法人三重県産業廃棄物協会と緊密な連携のもとさらなる取組が必要です。
 - ⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みについては、優良認定処理業者数が増加してきていますが、今後の増加状況を見据えつつ、関係部局と優良認定処理業者活用方策の協議、検討を進める必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

- ①産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。
- ・四日市市大矢知・平津事案については、引き続き中溜池側と西水路側の境界確定のための用地測量を進めます。また、中溜池側の調整池および管理用道路の用地取得等を行ったうえで、設置工事に着手します。

また、地元住民と行政が長期にわたり協議をつづけ、生活環境保全上の支障除去に向けた取組を進めてきたことから、当該事案で行ったリスクコミュニケーション等について、既存資料の整理などを行い、アーカイブとしてとりまとめます。

- ・桑名市源十郎新田事案については、引き続き、鋼矢板の設置工事を行うとともに、汚染源域および低水護岸部の掘削による廃油回収・処理を実施します。また、後期工事における旧処分場の対策等について、専門家の意見を聴きながら具体的な工法等を検討していきます。
- ・桑名市五反田事案については、引き続き、周辺環境対策に留意し、遮水壁の補強工事を行うとともに、廃棄物等の掘削・除去工事を行い、廃棄物等の処理を実施します。
- ・四日市市内山事案については、引き続き、硫化水素に対する安全を確保し、整形覆土工事を行うとともに、発生する廃棄物の処理を実施します。

②四日市市下海老事案および伊賀市比土事案について、引き続きモニタリングを実施します。

③引き続き、行政代執行費用の徴収について差押可能財産の把握に努めるとともに、排出事業者等の責任追及を実施します。

④環境技術指導員が個別に多量排出事業者等を訪問し、排出事業者の処理責任の徹底に向け電子マニフェストおよび優良認定処理業者の活用の普及啓発を行うとともに、既に導入等されている事業者についても一層の活用が図られるよう取組を進めていきます。

⑤産業廃棄物排出事業者向けに適正管理セミナーを実施するとともに電子マニフェストに係る操作体験研修、運用相談会の開催など産業廃棄物の適正処理に向けた取組を進めます。また、さらなる普及に向けて、利便性の高いスマートフォンなどを活用した効果的な促進の方法について関係機関と協議していきます。

⑥一般社団法人三重県産業廃棄物協会と連携し、産業廃棄物処理業者への電子マニフェストの普及や優良認定処理業者の育成に取り組めます。

⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みについて、関係部局と具体的な手法等について検討を進めます。